

(別紙)

玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定業務仕様書

1. 業務名

玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定業務

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

3. 業務の目的

国や県の動向、玉城町における高齢者の状況等を的確に把握し、前期事業計画の評価分析を行ったうえで十分な研究を重ね、玉城町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス量等を定める「玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）（以下「本計画」という。）」を策定することを目的とする。

4. 計画の位置づけ

本計画は、玉城町総合計画を上位法とし、町の高齢者福祉に係る総合的な施策を定める計画で、介護保険法第117条に規定されている「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8に規定されている「老人福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、国や三重県が介護保険事業・高齢者福祉に関して示す指針、計画等や町の関連計画との整合性を図り、実効性のある適正な計画を策定するものとする。

<準拠法令、関連計画等>

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法
- (3) 介護保険事業に係る介護給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- (4) その他高齢者福祉、介護保険事業に関連する法令等又はその法令等に基づき国や三重県が示す計画等
- (5) 玉城町総合計画等、当町の関連計画

5. 業務理念

本業務を実施するにあたり、受託者は委託者の意図及び目的を十分理解したうえで、経験のある技術者を定め、かつ、適正な人員及び体制を整え、業務の目的を最大限に達成できるよう、誠実かつ、正確丁寧に遂行するものとする。

6. 提出書類

- (1) 工程表及び、業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) その他、当町が必要と認める書類

7. 工程管理

受託者は工程表及び業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

8. 個人情報の保護

受託者は、業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。個人情報の取り扱いに関しては、個人情報外部に漏洩しない対策を施した管理下で作業等を行わなければならない。

9. 委託内容

玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定に係る業務全般について支援すること。

I. 委託業務内容

【令和7年度業務】

(1) 介護予防・日常生活圏ニーズ調査「高齢者の生活と健康に関するアンケート」作成業務

【調査概要】

調査対象	要介護認定者を除く町内在住の65歳以上の高齢者 3,600件程度
調査票種類、頁数	1種類、16ページ程度
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計
備考	※調査対象者の抽出、ラベル紙作成、封入封緘作業、発送は玉城町が行う。 ※調査書及び送付用・返信用封筒の印刷は受託者が行い、玉城町が別途協議のうえ指定した期限内に納品する。

1. 日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。
調査項目については、国の示す「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、町独自の設問を加えた内容で調査票を作成すること。
2. 調査票（送付用・返信用封筒含む）の設計、印刷、納品・受領時にかかる運搬経費、資料の作成業務に係る費用は受託者が負担する。
受託者は町から回収票を受領し、次年度、別途指定する期限内に、調査結果の入力・集計・分析を行ったうえで、報告書を作成すること。
3. 調査票の返信先は玉城町とし、対象者宛ての調査票発送・返信に係る費用についても町が負担する。なお、回収した調査票は受託者において、業務完了まで保管するものとする。

(2) 町が提供する要介護認定者（100件程度）を対象とした在宅介護実態調査の支援

1. 介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定申請者の家族を対象とした調査を行う。調査は、玉城町が要介護認定調査と併せて認定調査員により実施し、調査票の作成、配布・回収に必要な作業は町が行うが、受託者は調査実施に関して必要な助言等の後方支援を行うものとする。

【令和 8 年度業務】

- (1) 介護予防・日常生活圏ニーズ調査「高齢者の生活と健康に関するアンケート」及び在宅介護実態調査の入力、集計分析、報告書の作成
 1. 報告書は、調査の趣旨や回答者の属性、分析結果の取りまとめ等を記載し、調査結果の内容をグラフや表を用いてわかりやすく記載すること。
 2. 調査結果を基に、国・県へニーズ調査等を報告する際は、データ作成に関する必要な支援を行うこと。

- (2) 給付実績の集計・分析の実施

町が提供する国保連合会給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また調査結果に基づく地域課題の把握と整理を行うとともに、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、引き続き包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、前期事業計画の分析結果及び計画内容を十分活用し計画策定を行うため、現計画における施策・事業の実施状況や課題の取りまとめ等の支援を行う。

- (3) 事業量把握業務・計画目標量の設定

第 10 期計画の前提となる圏域の将来人口及び、高齢者人口を設定し、国から示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第 10 期介護保険料の設定支援を行う。実施に当たり、国から提供される見える化システム等を活用し、その把握や助言等を行う。

- (4) 計画策定

(1)～(4)を踏まえ、必要に応じて、新たな計画の基本理念や施策体系を見直すとともに、目標量達成のための重点的事業を検討し、計画骨子案・計画素案を取りまとめる。

- (5) 策定委員会等の会議運営支援
 - ・策定委員会等に使用する会議資料の作成、データ提供を行い、必要に応じ策定委員会に出席し、会議運営の支援を行う。策定委員会は、令和 8 年度に 3 回開催予定。資料は、基本調査のデータ分析結果や、計画素案、保険料算定シュミレーション資料の提供を想定。会議出席はオンラインも可とする。

II. 成果品

- (1) 調査結果報告書

A 4 判、80 ページ程度に編集した電子データ（CD-R 等閲覧、修正可能な形式）を令和 8 年 7 月 31 日（金）までに納品すること。

- (2) 計画書

A 4 判、100 ページ程度に編集した電子データ（CD-R 等閲覧、修正可能な形式）

- (3) 推計に用いたワークシート等資料を含む電子データ（CD-R等閲覧、修正可能な形式）一式

成果品（2）から（3）は令和9年3月25日（水）までに、玉城町保健福祉課地域共生室（玉城町保健福祉社会館内）に納品すること。

10. その他

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権は玉城町に帰属する。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ町と協議のうえ、実施するものとする。